

上郡町記者発表資料

発表年月日	送信枚数	発信元
令和5年1月27日	1枚 (本紙含む)	上郡記者クラブ事務局 担当：福井 TEL：0791-52-1112 FAX：0791-52-5172

道路反射鏡基礎の不正施工に対する指名停止処分について

令和3年度及び令和4年度に上郡町が設置した道路反射鏡の一部において、コンクリート基礎の不正施工が判明したため、上郡町指名停止基準に基づき指名停止処分を行います。

1 指名停止の内容

- (1) 停止期間 令和5年1月26日から2ヶ月
- (2) 停止理由 当町発注の道路反射鏡基礎の施工において、現場で発生した土・石を混ぜてコンクリート強度を損なう不正行為を行い、契約の相手方として不適当であると認められるため。

2 不正施工の概要

- (1) 発注者 上郡町建設課
- (2) 施工業者 有限会社安全施設工業（以降、A社とする）
- (3) 施工数 令和3年度6箇所、令和4年度5箇所 計11箇所
- (4) 内容 道路反射鏡のコンクリート基礎において、現場で発生した土・石を混ぜてコンクリート強度を損なう不正行為を行った。

3 現在までの経緯

- (1) 令和4年12月29日
A社が姫路市の道路反射鏡設置工事において不正工事を行ったことを新聞で確認。
- (2) 令和5年1月6日
町発注工事において、A社が実施した施工箇所を洗い出し、A社代表者に対して事実関係を報告するよう指示。
- (3) 令和5年1月23日
A社代表者より報告書を受領し、不正行為の事実について確認。

4 今後の対応

- (1) 令和5年2月上旬までに、A社の負担で修繕工事を全箇所実施します。
- (2) 今後このような不正施工が発生しないように再発防止策について検討します。

■問い合わせ先

部署：上郡町財政管理課管財係
住所：兵庫県赤穂郡上郡町大持 278 番地
TEL：0791-52-1118（直通） FAX：0791-52-5172

さわやかに歴史と
未来の出逢うまち



上郡町